

# ガイド制度要綱の改正についてお知らせ

登録ガイド、認定ガイドを目指す方にお知らせです。令和3年4月1日付けで以下のとおり要綱が改正されました。

## ◆ 登録ガイドの起算日について

【現行要件】	【改正点】
審査部会の審査を経たのち、登録ガイドとなる。 ※審査部会は、認定ガイドに併せて、年度末(3月)に開催されている。	登録ガイドの申請者が、事務局による書類審査で登録ガイドとしてスタートできるように改正(これまで、新規の登録ガイドは審査部会で決定)。起算日は、登録料の納付が確認できた日とする。

## ◆ 認定ガイド基準要件 (実務実績について)

【現行要件】	【改正点】
<登録ガイド要綱> ○登録の有効期間⇒登録を受けた日から2年を経過した年度の3月31日まで(実質3年以内)。	<登録ガイド要綱> ・登録ガイドの有効期間を1年ずつ更新ができるよう関係条項を追加(⇒登録ガイド要綱)。 ・その際の登録手数料(1年更新分を設定)。 ・「過去3年間」という縛りを解消し、年数を要する場合にも対応。
<認定ガイド要綱> ○屋久島町内において2年以上の実務経験があり、過去3年間に200日以上の実務実績があること。 (起算日は登録ガイドに登録された日からとする。)	<認定ガイド要綱>別表1「⑥実務実績」 ・「200日」→「200日または200回」 「※実務実績には活動フィールドの維持管理やガイド活動の質を向上する研修等の参加回数も対象とする。」を明記。
<ポイント> ・3年で失効となる登録ガイド期間中に、諸事情により200日実績を挙げるのが難しい場合を想定、1年ずつ更新を可能とする。 ・200日を下げるとは、制度の箔を落とすことにつながるため、制度維持のために変更は行わない。 ・「200日または200回」とすることにより、1日に複数回のガイドができる場合にカウントを可能とする。	